

保険かわら版

保険請求や医療保険の動向等

A3 3種類以上の抗不安薬、3種類以上

デパス、アモバン等の

投与日数が30日上限に

Q1 エチゾラム(商品名:デパス等)とゾピクロン(商品名:アモバン等)が向精神薬に指定されたのか。

A1 2016年10月14日より麻薬及び向精神薬取締法第2条第6号に規定する向精神薬に指定された。

Q2 向精神薬に指定されたことで、取扱いに変更があるのか。

A2 エチゾラム及びゾピクロンについては、本年11月1日からは投薬量が30日分を限度とする内服薬として取り扱うこととなる。また、10月14日からは処方料、調剤料の麻薬、向精神薬等の加算(1点)の対象となる。併せて10月14日からは、第3種向精神薬として施設管理等が必要となっているので留意されたい。なお、10月末日までは投与日数制限の除外対象となっている。

Q3 エチゾラム及びゾピクロンは、処方料、処方せん料、薬剤料等における向精神薬多剤投与の場合の対象薬剤となったのか。

上の睡眠薬、3種類以上の抗うつ薬又は3種類以上の抗精神病薬の投与を行った場合の向精神薬多剤投与の取扱いにおいては、従前よりエチゾラムは抗不安薬、ゾピクロンは睡眠薬として対象となっており、種類数の計算に含めることとなっていた。このため、10月14日から新たに対象となったわけではなく取扱いには変更はない。

歯科衛生士雇用施設との調整

Q4 介護保険認定患者の居宅に訪問歯科医師、歯科衛生士の居宅療養管理指導費を算定した。その患者が月の途中に介護老人保健施設に入所した。入所した施設には歯科衛生士がいて、同月に介護報酬の介護保健施設サービス費の加算である口腔衛生管理加算を算定するが、入所前に医療機関で居宅療養管理指導費があると、施設で口腔衛生管理加算が算定できない、と施設から言われた。入所前の衛生士の居宅療養管理指導料は算定できないのか?

A4 施設側(介護保健施設サービス費)の歯科衛生士が入所者に口腔ケアを行

開業医共済協同組合
利用分量配当は26%を決定!
開業医共済休業保障制度を運営する開業医共済協同組合は10月23日、第7回通常総代会を東京で開催、役員選任を含む10
議案が全て採択され、第8期目の事業をスタートさせた。

第2号議案の剰余金処分では、利用分量配当として休業保障契約組合員に

対して年間掛金の26%を配当することが決定された。なお、配当は出資金に振り替えて開業医共済協同組合が預かる形となる。

また、第10号議案の役員選任では、長野県保険医協同組合の三田副理事長が理事として選任され、総代会直後に開催された第1回理事会において、理事長として再任された。



い施設が算定できるのは次の加算。
口腔衛生管理加算(110単位 月4回限度)... 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対して行う口腔ケア。

その留意事項の通知の項に「同一月内において医療保険による訪問歯科衛生指導の実施の有無を入所者又はその家族等に確認する」旨の記載、また項には「医療保険において歯科訪問診療料が算定された日の属する月であっても口腔衛生管理加算を算定できるが、訪問歯科衛生指導料が算定された日の属する月においては、口腔衛生管理加算を算定しない」とある。

今回、患者は初めから介護保険認定患者。施設に移って以降は、医療機関は医療保険の歯科訪問診療料、訪問歯科衛生指導料となる。給付調整をしているのは施設の口腔衛生管理加算と医療機関の訪問歯科衛生指導料。入所以降の口腔ケアは施設側の歯科衛生士で対応したいので、訪問歯科診療時に施設の歯科衛生士に指示をいただき、訪問歯科衛生指導はなしでお願いしたい、との意が誤って伝えられたと解される。よって入所前の居宅療養管理指

導費は歯科医師、歯科衛生士によるいずれも算定できる。なお、歯科衛生士の就業状況調査で当県の介護老人保健施設に就業の歯科衛生士は16人(平成26年末現在)。同施設は現在80件程あるので、施設での歯科衛生士雇用が進めば施設との調整のケースが増えそうだ。

活動日誌

長野県保険医協会の動向を下記に掲載。場所記載なしは長野市で開催又は実施。4地区Web会議は長野市佐久松本辰野を結んで。[]内は担当役員及び事務局名(事務局は一部略あり)。保団連会議は保団連役職名で記載。

9/24*県社会保障推進協議会(以下で県社協)国保連続学習会が松本で[宮沢事務局長,増田事務局長]

9/26*理事会(理事会便り欄参照)*「保険診療の手引」説明会はかき案内を医科開業医会員に送付 *「歯科点数早見表ブリッジの保険適用2016年10月版を歯科開業医会員に、*疑義解釈資料(その1~6)の項目別一覧」を歯科会員にメール便に同封送付

9/28*医科保険委員会を3地区Web会議で[野口副会長,河原田,三田常任理事,丸山理事,宮沢事務局長ほか]

9/29*保団連国会行動[鈴木会長,河原田,林常任理事,宮沢事務局長,田村事務局長]

9/30*「保険診療の手引」説明会はかき案内を勤務医会員・病院医事科,未入会員に送付

10/5*「患者さんと一緒に医療を考える」運動でクイズチラシ・リーフレットを会員に配布開始

10/6*北信越ブロック事務局長電話会議[宮沢事務局長]

10/7*県社協事務局会議及び福祉医療給付制度の改善をすすめる会[宮沢事務局長]

10/8*保険でより良い歯科医療を長野連絡会が善光寺大勧進で「歯の供養祭」[鈴木会長,林常任理事,宮沢事務局長,原事務局長ほか]

10/9*保団連理事会が京都で[市川理事,水野事務局長] *第31回保団連医療研究フォーラム初日が京都で[同上2名,鈴木会長,奥山常任理事]

10/10*第31回保団連医療研究フォーラム2日目が京都で[前日参加の4名に加え林常任理事,会員院所スタッフ3名],高齢者分科会で「要介護者の口腔内状況調査」(奥山常任理事),ポスターセッションで「歯は命」(林常任理事),「全身を活性化させる新しい歯の磨き方~ハロアル磨き」(斎藤歯科衛生士)を各発表

10/11*歯科協会4地区Web会議で[鈴木会長,市川宮沢副会長,池上,奥山,林,布山常任理事,小林,久根下部員]

10/14*県社協運営委員会[宮沢事務局長] *同国保協会[同上,田村事務局長]

10/15*保団連会長理事長会議が東京で[鈴木会長]~10/16

長野県保険医協会の会員数 10月1日現在1,343人(医科746人、歯科597人)

税務・経営電話相談

県保険医協会の「税務・経営電話相談」は、顧問税理士の土屋信行氏により、次の通り実施しています。

平日の受付時間

10:00~12:00, 13:00~16:00

受付電話 0269-33-3265(しらかば会計事務所)

なお、土屋税理士(写真)が不在の場合は会

員である旨と連絡先を伝言下さい。改めて税理士の方から連絡を致します。



長野松本佐久辰野の4地区結ぶweb会議で開催。19:40~22:00。出席役員:鈴木会長,市川,野口各副会長,池上,河原田,奥山,花岡,林,布山,三田各常任理事,宮沢事務局長,議長:宮沢副会長

理事会便り

9月26日の討議と決定等

て医科、歯科それぞれの医療事務講座を取り入れる。

医療運動の関係

参議院選挙後の医療情勢等について報告、政府・与党が臨時国会での承認をめざすTPPを中心に協議した。また8月に保険医会館で実施した議員との懇談の概要について報告があった。

1.クイズチラシ・リーフ学習宣伝と会員署名..秋の医療運動の取り組みで3点を実施する。クイズチラシとリーフを活用した宣伝(~12月) 保団連提起の高齢者を中心とした負担増反対署名(~10月中旬) 健康出前講座とセットの学習宣伝(11月~)のミニ学習用のパワーポイントを準備、老人クラブほか案内の範囲や案内するテーマなども今後詰めていく。

2.9月、10月国会行動、国民集会... 9月国会行動の要請書(TPP)を確認、JAとの共同行動は現在打診中。 10月国会行動

国民集会の参加を呼びかけた。

3.関東信越厚生局長野事務所との懇談...9月に要請書と懇談の依頼文書を提出、現在調整中との報告があり、会長、担当役員等少数で意見交換の場を設けることを確認した。

4.医療機関・患者医療アンケート..地域医療委員会の医療連携等の医科診療所アンケート及び医療提供体制にかかる患者意識調査の素案について協議、概ね了承の上、一部追加・修正意見があったため、最終決定は9/28の医科保険委員会で協議、決定し実施する。

その他

1.自然の権利基金からチラシ配布協力願...チラシを新聞折り込みで会員配布する。2.書籍「檻の中のライオン」の案内...椋大樹弁護士著の憲法書籍について会員に案内する。3.若手医師歯科医師のつどいin石川の報告...参加した市川副会長より報告あり。4.協同組合の追加融資...保険医会館にソーラパネルを設置するにあたり、協同組合に融資が可能か総務委員会で検討する。

事務局長採用及び研修の件
面接試験で新規事務局長採用を決定、本人の承諾が得られたことにより10月1日入局することを了承。新事務局長の研修として新たに本年度入局の2名に対し